

千葉市広報板設置管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民に対し、市政に関する広報及び町内自治会の自主的活動に関する事項の周知を図るため、千葉市広報板（以下「広報板」という。）の設置・維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置・維持管理)

第2条 広報板は、町内自治会の申請に基づき市が予算の範囲内において設置するものとする。

2 広報板の維持管理は、町内自治会が責任を持って行うものとする。

(設置基準)

第3条 広報板は、次の基準で設置するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

町内自治会の規模	本数
250世帯以下	1
251世帯～500世帯	2
501世帯～750世帯	3
751世帯～1,000世帯	4
1,000世帯以上	5

(使用基準)

第4条 広報板は、次に掲げる目的に使用するものとし、営利目的及び政治的目的に使用してはならない。

- (1) 市政に関する広報
- (2) 町内自治会の連絡広報
- (3) コミュニティ活動に関する連絡広報

附 則

この要領は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

町内自治会名

会長氏名

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

— —

@

広報板の設置等について（申請）

千葉市広報板について、下記のとおり申請します。

記

- 1 種 別 新 設 ・ 建 替 ・ 修 繕 ・ 移 設 ・ 撤 去
※いずれかに○をつけてください。また、対象となる広報板に
管理番号があれば、下記に記入してください。

管理番号 —————

- 2 申 請 位 置

千葉市 区

※移設を申請する場合、上記に移設後の設置予定場所を、下記に現在の設置場所を記入
してください。 同区

- 3 申 請 理 由

- 4 既 設 広 報 板 の 有 無 有 (本) ・ 無

※いずれかに○をつけてください。また、有の場合、広報板
の本数をカッコ内に記入してください。

設
置
等
条
件

- 1 千葉市広報板は、町内自治会で維持管理する。
- 2 新設及び移設先の場所は民地内とし、道路敷地・公園・緑地等への設置は認めない。(やむを得ない場合は、別途協議する。)
- 3 新設及び移設の場合、別途承諾書の写しを提出する。
- 4 設置等の場所については、施工中及び施工後に問題が生じないようにする。
- 5 複数の申請を行う場合は、申請に優先順位をつける。

[申請位置の地図]

別紙でも可とする。(移設の場合、現在と移設後の設置予定場所の両方を記入すること。)